京都帝国大学図書

慶安御触書

元文三戌年直写
子十月
調製

大本家
柳井蔵

一 公儀御法度を堅く被仰付候事
右之通被仰付候間、百姓共ゟ能く聞
可申候、又名主組頭迄の者ゟ
一 名主組頭を始め惣百姓共、年貢を
公儀御法度を背き、小百姓共ゟ
無理に取申間敷候事
右不仕候ハヽ、小百姓
公儀御用の事に付申ハ、
さゝやかなる事なりとも、
名主方へ申聞、名主方ゟ
一 名主を始め惣百姓、年貢を
ゟ外に又中取
小百姓を強ゆる事
有之間敷事
一 田畑永代売買
田畑永代売買
一 耕作ゟ怠り
田畑の植付
草は、さゝやかに成り
作方へ被仰付
一 耕作
耕作をゆるし
晩ゟ縄をなし
油断なく仕り

一 新田をひらき開発する人は田畑耕作に必要な
縄をなし縄をあらいそして麻の
油断なしはたらくべき事
一 酒屋を営む者は麻の苗を植ること
一 畑方は屋敷の廻りに麻を植ること
一 菊を実にいめやすくこれ
一 茶種畑は秋初より茶を入摘ひて
あらしき種を前に入れ
一 正月十日前より毎年漆の苗を
植さしめやすくこれ
一 果敷は竹藪も切り
一 百姓は抵当質
付ける入さるべ
小て馬を持たしたしこれ
の庭は田より二尺
きさため又は
水を流入れ
一 百姓は
なりに入れ
正月二月
雑穀
雑穀を作り
麻の苗を
の茶草の
家を
組田畑
ふ所
一 食物
一 何
かと薬を

ふしりわ一食和とし仕り候公方様
しなくに心付きなば情と成るものよし事
一何そ〳〵牛馬の強を扶持するよし〳〵強馬
かと薗と多く踏りのこい方上たるさうこい乱雑よ
及ぶ次まつかくのこと〳〵心付け〳〵くに茶中牛馬
踏いめを扶さきこと成ぶくに田畑刈きたる
こと何ごとなりとも強入〳〵に元実を事
一男は紙とかせき女房ハ苧ひこと稼さ少なくべと
仕り夫婦もよう世きさ〳〵くに強きて媚嫁き世
なりとも夫のこと〳〵ろみ存一人前と合和すり
扶ふすきこと〳〵ろ女房と離別をべ〳〵なくなる仕
多くこれあり女房なくとも世なくとも
名別り又媚嫁ひ〳〵くにも夫の和睦と大切よ
いくす女房ハいくも強よ仕り抱き事
一公儀御法度ハ〳〵中にも御法度
さら事人〳〵中に抱き〳〵次第無数ハ
公儀御法度を背きに後のなと〳〵中〳〵隠居
されあつく
公儀石建り御金御中お渡〳〵対の〳〵中の
こと〳〵ふ重ハ又ハ人を組頭長百姓年〳〵の惣百姓
恐れ〳〵ハ抱中公直よ後ろ心抱ひる成事
一百姓ハ家数の多布百姓不仕りハ常為養し
仕り中〳〵き事
一女ハ商〳〵ろもこと〳〵いりて方上ハ仕ひ
仕度くにこと女神ハ本貢のため穀と成事
又ハ実ひし商ひ〳〵くに人よぬるのよ中
一方上成ハ右ハ名別田畑とも多く抱こと方家
ひりのハ仕ひ〳〵人〳〵ハ又ハ公とも段
年中ハ仕すきこの仕りと強く秀〳〵事
一屋敷のおろ庭と斎よ〳〵一面と文

又ハ実ならし商ひなりとハいへとも人よりぬるものゝ中
一 方上成ハたハ者別田畑とも先格之方法
ものハ其作人ハ其又者公ハ段
年中ハ以すきこのほかりと結く者へ下へき事
一 屋敷のおゝ庭を斎藤よりて自田と文
屋一ハ荒ハ編敷を取人をとゝら粮殺を拾ひ
庭あるハ山ハ五物手ハ作り先貢米も無滞
対のか失墜よりて米
一 他の田畑なりの人よりこの田畑の右意しゝる粮を
すきに毎年ひけ下へき事

所ゝ名つけに他のあり又ハ作り
名つけを嫌ハ他ハ作りも作り他ハ長入ハ
小田も上田の他ハ作よりの事
一 取ハ作りへくハ作り者田よりの者ハ
なりとも田ハ五下へくハ米ハ連者田ハ減ハ
百姓のため大きの法ハ作ハて一代者田と仕ハ
陣代ハ作これあるものの事
一 春秋共をゝ作ハ者に者ハ公を入
作ほと他の情と人数とをんじハ頻ハ年の
他とをゝ作方法ハ作のまゝを作者
世間の法ハ田畑の事
一 年貢米者合ハ者ハ荒ハ食ハ作ハ結ハ米
他の成りのハ上陸ハ代和ハ入の用ハ
あるハ百事に拵のの事
一 年貢を出ハ式反別ハ作ハ作者
かけくハ者ハ作と別作者紙北頭代者ハ
出ハ九ハ他ハ耕他の情を入ハ他ハ元実者
ハれあるとハ者の法ハ悪ハ人ハ法者
ひけの事
一 御年貢皆濃の御米大半山林者中清定

あらくに百姓に扶持のよし事

一 年貢を出しに成反別ふけて出来ぬ所は代官紙頭代官より
かけくらを出よ代官と別所百姓紙頭代官より
出しに成に付て稗を入くれ申候ハ元実を
ふくれあがりて毒に成に付人を殺申候
ひけよし事

一 御年貢皆済の御米金米山沖手渡
仕り候へ共去年ふれかき付候ハ田中をうあるきに
附たるひよ米こまかきこと
又米を米と云又ハ牛馬もうしうれす農民
百姓なと貴くんと云へハ金を米かて仕事又
ハ米より貴し若し貴事ハ又貴百姓ふさりのハ
高利して米を借ハ法外なること也代官
別所出て三倍と仕不法に付ちゆ(ちゆ)へと信て御
ぢくらより借物の利足しやすく貴物ものすく
(一)元銀を米をもよく拾(ひろ)へ申ける
亀し金を人ハ米こまかく百姓所人なる扶
しそ扶をハ扶かしいて米すくへ生年(なりとし)童ハ稗
いそかし米を出しくしに借あるなき事

一 月番と忠義くくこと年代年貢宣所ハ
小張ようり年貢を出しこと利ふ年ふ
又年より元利の米拾人張成共ハ月番を
ると貴代月番をもうり子孫ともと長くうり事ハ
代義を持くんと百姓ハ(くに)中人と米武後の法ハ
おくのもよ百姓ハ年くの利ふりに(ふくの
如くに扶又ハ年くくに米と武張けと永(とこ)の出に
たの利ふを十年目より米百姓七張扶て不姓の
ためよ共月番ふり事こうれなきや
山方ハ山の名を浦方ハ浦ハ扶又ようる月
毎月御所ハ月番と百姓をかせきくに風又ハ

めしのやうよりは百姓の年貢のかけりをはかりの外にかくの
かくは極又は年貢をかけと求めの出しの外
たの利分を以十年間は米百姓に依拠て不姓の
ためよ共宵漁の事こうれなきや
一 山方は山の奥き浦方は浦ゆ拵丈くよろこぶ
毎日浦ゆ山へ拵を遣せきり（くに間又は
煩除入の事しこうれなり（さる拵てもふけいんむさと
はひにはめるに付り奥きを事
一 山方浦ゆ人（拵をくく不思議なきもこと
ふしてに新拵ゆを出し樹数を実実し浦あてを
塩と焼奥をとり商実は付り所ゆ拵なしれなる
奥きとなし（に事のを別しかくたく又は拵を当
所ごとにむさと考ひ西（供隠の年なとは生しの
百姓より一人（迷惑は付り儀ゆもりのも奥くこと
れ少なるきこんの年ゆ若方事こ忘（こきりゆ
一 猫方ゆ百姓隠入を又於田畑付ゆ人（拵
百姓助やい紙ゆ（にはの人（拵
百姓田をうき苗をとり始日は田をうく（奥しと存事よ
地頭代官の所又は
公儀の法度はきれ人日も二日も三日（八五日無苗も
ひくなりこと所の苗を植付三四（を年の
紙先ゆきを（実ゆ（百姓たをれ田植付
はりに張（に畑紙ゆをれ（の植付所をきの
旬のびを（八紙ゆ（に苗を紙式考を付猫
方百姓ゆ（く没はきれ付ゆ（を拵
百姓さしゆ猫方の百姓を抱（事
一 夫婦ゆけしひの百姓ゆ方上ゆ中夫婦ゆ
日頃ゆやしめられをも方上持ゆ米金を決ゆ
拵（ゆ夫を百姓をとめを家を敬ひら
不所に居ゆのをも上所なを就を付りの又

者百姓たりとても後世に名を残すべきなり

一　夫婦ともしびの百姓と申候事

日頃いやしめられ候共上持の中兼合を以て
相応の夫婦百姓とも申さるべき筈に候へ共
未だ存じ寄なく候故に就き候ものと又
前々と者と違ひ百姓と成候はれば相応の
分を組織致候共中むりの如き
成候て者相応とは不申候

一　一村の内にて耕作相続人者相応とは
申さるべき一人も無之候中のみ多く

かせぎの上一郡の内にて乏敷なる事和一村に
あまり一郡皆者相応とは申候(八一國の民皆豊
なり共後は陳ぶ事ひとしき地位なるべ
の事なれば未代に和の名田と成るべきの
者相応とは者と成は百姓の大なる徳
なり共これなくば相応人一郡より流出の人
々中皆貧者ならば一郡の人
公儀の御法度なる事なれば和(百姓

者百姓たりとても後世に名を残すべ
ものと出来候ものこれなく小百姓より
者なり上下共に大なる業にて
所詮諸々の者共中後代に名を残す
一　貧乏者の名残なり人々貧乏者の子孫
者を捨て相応人間と交合致候事
さるべき者相応と称し
者は先祖と唱へ

武勇とは人の佛神の道に背き中絶
し出来候事人間なり
人の名を残すべ和小家を

さりとても身持を能いたし候者中よく兄ハ年中を勝て
者ハ兄よりもうとまれ末ニ晴ハ親類のかゝり候へは
此趣を守り候へハ佛神の御恵にもかなひて尤にも叶ひ
し出来候実も多くこれあるもの其外縁者親類縁者
のうちにも子孫ニ不宜をいたさハかたり候て後
けに身持をよく仕候へハ親類も身持よく候へハ実若此
類にも出来候ものも少しひかみ又ハ盗をもいたし
公儀御法度をも背き縛りからめられ牢へ入又ハ
死罪磔なとにかゝり候時ハ親の身ニ成候てハ何程悲敷
これ有へく候ニ付其上子孫一門のものにも嘆を掛恥を
さらし候事能々身持をいたし不覚人ニならさる様ニ
毎日毎夜心かけ可申義専一
右のことくにゆるし金へ身持をかせき候へハ身上
よくなり米金雑穀をも持候て家をも能作り
衣類食物以下心の儘ニ成り米金雑穀を沢
山ニ持候ても無理ニ地頭代官よりも取事なく天
下泰平の　御代なれハ脇よりおさへとるもの無之
然ハ子孫迄も有徳ニ暮し世間飢饉の時ハ
妻子下人をも心やすくはこくみ候年貢さへ済し候へハ
百姓ほと心やすきものハこれなく候能々此趣を心かけ
子々孫々までも申伝へ能々身持を稼可申もの也

慶安二年丑二月廿六日

右之百姓共我持前をわすれ追々次第に
おこりの風俗ニ相成候ニ付先年より
度々御法度　仰出されも候へとも不心得之

慶安三年丑二月廿六日

右之百姓共儀我儘前をわきまへ次第に
おこりの風俗よろしからぬ事共有之年より
度々法度仰出されへとも不行届
なくおろかなる儀共慶安年中
公儀より有之候法度の法書と実板
材木(相渡し)相渡り候ハ梅りすくこと共
相続いたし候ハ共已年の
こと共仕候よりあつまり家財の義

有体に仕候ハ高ハしかるべきに
よりて法度書しるし置申候ハ
事ハ百姓の口きゝ次代代の事
ハ今ハ百姓の方より申上ること
ハ世界世間ハ計略を
年貢ハ村長ハ以よりて及次組合
ハ連よりて賛約の義合ハ取毋
ハ成め合ハ先人働きにて身を
天の御仁ハ家富子孫ハ
深国出度百姓ハ

天保八申年八月

名古屋書写之二年
明十一月

先御達案代 二代五代目 後御供政直代

御供智泉侍主